

別表第1（第1条関係）

物の種類	令第18条第3号の含有量(重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量(重量パーセント)
アリル水銀化合物	1パーセント	0.1パーセント
アルキルアルミニウム化合物	1パーセント	1パーセント
アルキル水銀化合物	0.3パーセント	0.1パーセント
アルミニウム	1パーセント	1パーセント
アルミニウム水溶性塩	1パーセント	0.1パーセント
アンチモン及びその化合物（三酸化二アンチモンに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
アンチモン及びその化合物（三酸化二アンチモンを除く。）	1パーセント	0.1パーセント
イットリウム及びその化合物	1パーセント	1パーセント
インジウム	1パーセント	1パーセント
インジウム化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ウラン及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
カドミウム及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
銀及びその水溶性化合物	1パーセント	0.1パーセント
クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩に限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩を除く。）	1パーセント	0.1パーセント
コバルト及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ジルコニウム化合物	1パーセント	1パーセント
水銀及びその無機化合物	0.3パーセント	0.1パーセント
すず及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
セレン及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
タリウム及びその水溶性化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
タングステン及びその水溶性化合物	1パーセント	1パーセント
タンタル及びその酸化物	1パーセント	1パーセント
鉄水溶性塩	1パーセント	1パーセント
テルル及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
銅及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
鉛及びその無機化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ニッケル	1パーセント	0.1パーセント
ニッケル化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
白金及びその水溶性塩	1パーセント	0.1パーセント
ハフニウム及びその化合物	1パーセント	1パーセント

バリウム及びその水溶性化合物	1パーセント	1パーセント
砒素及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
銻素及びその水溶性無機化合物	1パーセント	0.1パーセント
マンガン	0.3パーセント	0.1パーセント
無機マンガン化合物	1パーセント	0.1パーセント
モリブデン及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
沃化物	1パーセント	1パーセント
沃素	1パーセント	0.1パーセント
ロジウム及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント

別表第2（第2条関係）

物の種類	令第18条第3号の含有量(重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量(重量パーセント)
石綿(令第16条第1項第4号イから八までに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
キシリジン	1パーセント	0.1パーセント
キシレン	0.3パーセント	0.1パーセント
クロロフェノール	1パーセント	0.1パーセント
鉱油	1パーセント	0.1パーセント
四アルキル鉛	- (加鉛ガソリンにあっては、100パーセント。)	0.1パーセント
ジクロロエタン(1,1-ジクロロエタンに限る。)	1パーセント	1パーセント
ジクロロエタン(1,2-ジクロロエタンに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
ジクロロエチレン(1,1-ジクロロエチレンに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
ジクロロエチレン(1,2-ジクロロエチレンに限る。)	1パーセント	1パーセント
ジクロロベンゼン(パラ-ジクロロベンゼンに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
ジクロロベンゼン(パラ-ジクロロベンゼンを除く。)	1パーセント	1パーセント
ジシクロヘキシルアミン	1パーセント	0.1パーセント
ジシクロヘキシルアミン亜硝酸塩	1パーセント	1パーセント
ジニトロフェノール(2,4-ジニトロフェノールに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
ジニトロフェノール(2,4-ジニトロフェノールを除く。)	1パーセント	1パーセント
ジメチルヒドラジン(1,1-ジ	1パーセント	0.1パーセント

メチルヒドラジンに限る。)		
ジメチルヒドラジン(1,2-ジメチルヒドラジンに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム塩(1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート)及び1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩に限る。)	1パーセント	1パーセント
1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム塩(1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート)及び1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩を除く。)	1パーセント	0.1パーセント
硝酸アンモニウム	-	-
人造鉱物繊維(リフラクトリーセラミックファイバーに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
人造鉱物繊維(リフラクトリーセラミックファイバーを除く。)	1パーセント	1パーセント
ダイオキシン類(2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシンに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
ダイオキシン類(令別表第3第1号3に掲げるもの及び2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシンを除く。)	0.3パーセント	0.1パーセント
トリクロロエタン(1,1,1-トリクロロエタンに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
トリクロロエタン(1,1,2-トリクロロエタンに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
2,4,5-トリメチルアニリン	1パーセント	0.1パーセント
2,4,5-トリメチルアニリン塩酸塩	1パーセント	1パーセント
トルイジン	0.1パーセント	0.1パーセント
ニトログリセリン	- (98パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物にあっては、1パーセント。)	- (98パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物にあっては、0.1パーセント。)
ニトロセルローズ	-	-
ニトロトルエン(2-ニトロトル	0.1パーセント	0.1パーセント

エンに限る。)		
ニトロトルエン(3-ニトロトルエンに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
ニトロトルエン(4-ニトロトルエンに限る。)	1パーセント	1パーセント
ニトロプロパン(1-ニトロプロパンに限る。)	1パーセント	1パーセント
ニトロプロパン(2-ニトロプロパンに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
ピクリン酸	-	-
ブタノール(イソブチルアルコール及び1-ブタノールに限る。)	1パーセント	1パーセント
ブタノール(ターシャリ-ブタノール及び2-ブタノールに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
ペンタクロロフェノール(別名PCP)	0.1パーセント	0.1パーセント
ペンタクロロフェノールナトリウム塩	1パーセント	0.1パーセント
ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1パーセント	1パーセント
メチルピリジン(3-メチルピリジンに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
メチルピリジン(3-メチルピリジンを除く。)	1パーセント	1パーセント
硫酸亜鉛	1パーセント	0.1パーセント
硫酸亜鉛の一水和物及び七水和物	1パーセント	1パーセント
りん酸トリトリル(りん酸トリ(オルト-トリル)に限る。)	1パーセント	1パーセント
りん酸トリトリル(りん酸トリ(オルト-トリル)を除く。)	0.3パーセント	0.1パーセント

別表第3(第3条関係)

有害性区分		令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量 (重量パーセント)
有害性クラス	区分		
急性毒性	1~4	1パーセント	1パーセント
皮膚腐食性/皮膚刺激性	1~2	1パーセント	1パーセント
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	1~2	1パーセント	1パーセント
呼吸器感作性(固体/液体)	1	1パーセント	0.1パーセント
呼吸器感作性(気体)	1	0.2パーセント	0.1パーセント
皮膚感作性	1	1パーセント	0.1パーセント

生殖細胞変異原性	1	0.1パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	1パーセント
発がん性	1	0.1パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	0.1パーセント
生殖毒性	1	0.3パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	0.1パーセント
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	1～3	1パーセント	1パーセント
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	1～2	1パーセント	1パーセント
誤えん有害性	1	1パーセント	1パーセント